

「都市再生整備計画事業評価部会」の設置及び 部会委員の選任について

<参考> 根拠要綱「横浜市公共事業評価委員会運営要綱」(抜粋)

(部会)

第6条 委員会は、専門的見地からの調査審議、事前評価を実施した事業の事後評価及び第2条第5号に定める事務を行うため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員若干人をもって組織する。

3 部会に部会長1人を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

4 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(担当事務)

第2条

(5) 国の定める各種交付金の要綱等に基づき学識経験者等の第三者の意見を求め評価しなければならない計画書等に関し、市が作成した目標の実現状況等の評価結果について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行う。

都市再生整備計画事業の事後評価について

1 都市再生整備計画事業の事後評価とは

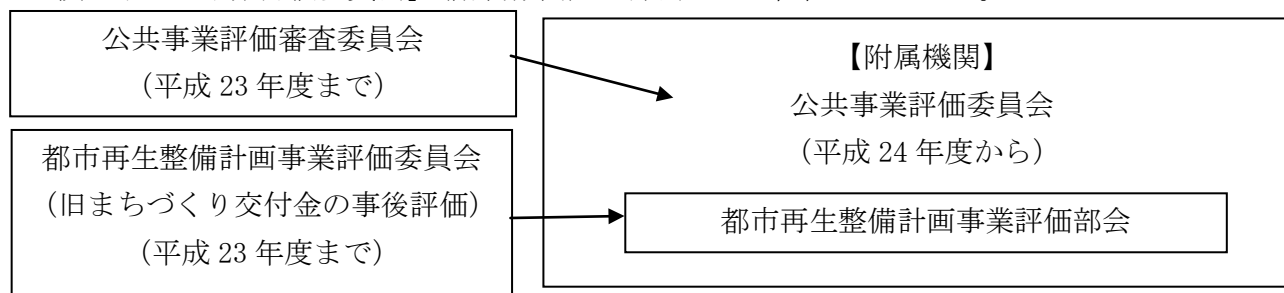
平成 16 年度に創設されたまちづくり交付金について、交付金をもたらした成果等を客観的に検証して、今後のまちづくりのあり方を検討すること及び事業の成果を住民に分かりやすく説明することを目的に、18 年度から、国土交通省の定める要領により、まちづくり交付金の事後評価の制度が始まりました。

横浜市では、当該要領に基づき、平成 18 年から横浜市まちづくり交付金評価委員会を設置し、まちづくり交付金の事後評価手続き等に係る審議及び今後のまちづくり方策等に係る審議を実施してまいりました。

その後、まちづくり交付金が社会資本整備総合交付金に統合された際、旧まちづくり交付金の都市再生整備計画事業についても、引き続き事後評価を求められたことから、23 年から都市再生整備計画事業評価委員会を設置し、引き続き、旧まちづくり交付金の計画である都市再生整備計画事業の事後評価を実施してきました。

2 外部委員会について

平成 23 年度まで設置していた横浜市都市再生整備計画事業評価委員会は、平成 24 年度から、「横浜市公共事業評価委員会」（附属機関）の部会として位置づけました。



3 事後評価の仕組み

(1) 事後評価の主体

事後評価は、市町村が実施し、その結果を国に報告します。

(2) 事後評価の時期

事後評価は、交付金の交付終了年度に行います。

交付最終年度の最終日を評価基準日として評価しますが、未確定の数値がある場合には、交付終了時の見込みの状況を推計して評価します。見込みで評価を行った場合は、原則、交付期間が終了した翌年度に確定の数値を求めるためにフォローアップを行います。

(3) 事後評価の内容

1) まちづくりの目標の達成状況等の確認

まちづくりの目標の達成状況及び実施過程の検証を行います。

I 成果の検証項目

- ・ 都市再生整備計画に記載した目標の変更の有無
- ・ 都市再生整備計画に記載した事業の実施状況
- ・ 都市再生整備計画変更の理由・指標への影響
- ・ 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況
- ・ 当初設定した数値目標以外の指標による効果発現の計測

II 実施過程の検証項目

- ・ モニタリングの実施状況
- ・ 住民参加プロセスの実施状況
- ・ 持続的なまちづくり体制の構築状況

2) 今後のまちづくり方策の検討

効果発現要因を整理して、今後のまちづくり方策を検討します。また、現状のままでは数値指標の達成が見込まれない場合は、今後のまちづくり方策の一部として改善策を作成します。

3) 評価原案のチェック

評価原案を住民に公表し、住民からの意見がある場合はそれを適切に反映するとともに、第三者により構成される委員会で事後評価全般にわたる評価作業の適切さの確認を受けます。

(4) 事後評価の手続き（流れ）

方法書の作成・国への提出 → 評価の実施 → 事後評価原案の公表 → **都市再生整備計画事業評価部会（公共事業評価委員会の部会）**による審議 → 評価結果の国へ提出・次期計画の作成・提出 → フォローアップの実施

4 委員会の過去の実績

【開催年度】	【開催状況】	【審議案件】
平成 18 年度	委員会 1 回	戸塚区倉田地区 上飯田地区
平成 20 年度	委員会 2 回 審議件数 8 件	戸塚区上矢部地区（環境創造局） 金沢文庫駅周辺地区（都市整備局） 鴨居駅周辺地区（都市整備局） 鶴ヶ峰駅周辺地区（都市整備局） 勝田地区（まちづくり調整局） 十日市場地区（まちづくり調整局） 星川・天王町・保土ヶ谷駅周辺地区（道路局） 関内・関外地区（道路局）
平成 21 年度	委員会 1 回 審議件数 3 件	緑区三保・新治地区（道路局） 旭区白根地区（環境創造局） 鶴見駅周辺地区（都市整備局）
平成 22 年度	委員会 2 回 審議件数 7 件	港南区日野地区（道路局） 黒須田川周辺地区（道路局） 阿久和・宮沢地区（環境創造局） 菅田町いど地区（健康福祉局） 上大岡駅周辺地区（都市整備局） 横浜駅周辺地区（都市整備局） 戸塚駅周辺地区（都市整備局）
平成 23 年度	委員会 1 回 審議件数 3 件	戸塚駅前中央地区（都市整備局） 弘明寺・蒔田駅周辺地区（南区） 戸塚区舞岡川周辺地区（道路局）
平成 24 年度は、事後評価すべき案件はありませんでした。		

5 平成 25 年度の予定案件（3 件）

採択年度	地区	評価部会の実施予定
平成 21 年度	関内・関外周辺地区	H25 年 11 月 22 日
	長津田駅周辺地区	H25 年 11 月 22 日
	金沢八景駅周辺地区	H25 年 11 月 22 日